

平成23年度遠野市水道事業会計予算要領

1 第2条の業務予定量の概略

区 分	上水道事業	簡易水道事業	受託小規模給水事業
(1) 給水戸数	7,280戸	2,200戸	121戸
(2) 年間総給水量	1,683,000m ³	467,000m ³	20,500m ³
(3) 一日平均給水量	4,611m ³	1,279m ³	56m ³
(4) 主な建設改良事業	営業設備費 31,200千円 配水設備事業 11,500千円 配水設備改良事業 137,200千円	営業設備費 24,619千円 配水設備改良事業 156,000千円	/

2 第3条予算の収益的収入及び支出は、収入合計 709,232千円に対し、支出合計 691,797千円で、差し引き 17,435千円の黒字を見込んでいる。

○収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
収益的収入	第1款 上水道事業	480,121	67.7	給水収益 450,276 他会計負担金 2,427 他会計補助金 6,486 自家発電売電料 11,000 その他 9,932
	第2款 簡易水道事業	218,375	30.8	給水収益 126,948 他会計負担金 1,592 他会計補助金 88,731 その他 1,104
	第3款 受託小規模給水事業	10,736	1.5	給水収益 5,736 受託工事収益 5,000
	合 計	709,232	100.0	
収益的支出	第1款 上水道事業	368,556	53.3	原水及び浄水費 45,018 配水及び給水費 70,108 総係費 68,564 減価償却費 140,000 資産減耗費 9,887 支払利息 12,999 消費税 20,000 その他 1,980
	第2款 簡易水道事業	299,356	43.3	原水及び浄水費 58,146 配水及び給水費 52,856 総係費 4,053 減価償却費 100,000 資産減耗費 11,572 支払利息 65,119 消費税 7,500 その他 110
	第3款 受託小規模給水事業	22,885	3.3	受託管理費
	第4款 予 備 費	1,000	0.1	
	合 計	691,797	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入)

- 3 第4条予算の資本的収入及び支出は、収入合計 345,983千円に対し、支出合計 645,204千円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 299,221千円は、当年度分損益勘定留保資金 261,459千円及び繰越利益剰余金処分額 37,762千円で補てんしようとするものである。

○資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
資本的収入	第1款 上水道事業	108,411	31.3	他会計負担金 2,400 工事負担金 24,000 企業債 82,000 その他 11
	第2款 簡易水道事業	237,572	68.7	工事負担金 3,001 企業債 188,800 他会計出資金 45,768 その他 3
	合 計	345,983	100.0	
資本的支出	第1款 上水道事業	273,963	42.5	営業設備費 31,200 配水設備費 11,500 配水設備改良費 137,200 企業債償還金 94,063
	第2款 簡易水道事業	371,241	57.5	営業設備費 24,619 配水設備改良費 156,000 企業債償還金 190,622
	合 計	645,204	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入)

4 第5条企業債

起債の目的	限度額(千円)	利 率
上水道電気機械設備改良事業	24,000	4.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
上水道配水設備改良事業	58,000	
簡易水道電気機械設備改良事業	18,700	
簡易水道配水設備改良事業	108,800	
借換債	61,300	
合 計	270,800	

- 5 第6条の一時借入金の限度額は、100,000千円と定めている。
- 6 第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費75,970千円、交際費10千円となっている。
- 7 第8条の高料金対策に要する経費として一般会計から受ける補助金は、95,217千円となっている。
- 8 第9条のたな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定めている。
- 9 受託小規模給水施設の工事は、浄水場水質監視設備の設置を予定している。